

30経営第408号  
平成30年5月9日

大分県農林水産部長 殿

農林水産省経営局経営政策課長  
経営局金融調整課長

### 農業経営改善関係資金基本要綱の一部改正に係る運用について

農業経営の法人化は、経営を発展させ次世代に継承していく上で重要であり、国においては、法人化のメリットを周知するとともに、都道府県段階において農業経営相談所を整備し専門家派遣や相談対応等を行う取組を支援する等により、法人化を強力に推進しているところです。

こうした中、農業融資の機会を、農業者が経営発展に向けた今後の事業計画等を作成する機会でもあり、こうした機会を捉え、農業者に対して法人化に向けて必要な支援を行うことは大きな意義があるものと考えられます。

こうしたことから、平成30年5月9日付け30経営第399号において農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依名通知。以下「要綱」という。）の一部を改正し、金融機関が農業制度資金の融資段階で農業者の法人化の意向を確認し、各都道府県段階に設置される農業経営相談所に対して必要な情報を定期的に提供するスキームを設けることにより、都道府県段階における法人化推進の取組を積極的に後押しすることとしております。

この取組みに係る留意点を下記のとおりとりまとめましたので、ご理解・ご協力をお願いいたします。また、関係機関及び貴県内の市区町村への周知をお願いいたします。

### 記

#### 1 法人化の意向のとりまとめ

要綱第3の1に基づき「借入申込希望書」の提出を受けた窓口機関においては、法人化の意向について「ある」又は「検討したい」と回答した農業者について別紙の参考様式を参考にとりまとめてください。

## 2 情報提供の時期

改正後の要綱第5の2の(6)においては、「随時提供することに努めることとし、少なくとも5月及び11月の年2回提供する」こととしております。

法人化支援は時宜を捉えて行っていくことが重要であるため、法人化の意向や法人化の予定年月も踏まえながら、柔軟に速やかな情報提供をお願いします。

また、年に2回の報告については、5月に提供するものについては、前年11月1日から4月末日までの間についてとりまとめたものを、11月に提供するものについては、5月1日から10月末日までの間についてとりまとめたものを、それぞれ提供することを基本とします。

## 3 情報提供先

改正後の要綱第5の2の(6)においては、「都道府県の農業経営相談所に(中略)農業経営相談所が整備されていない都道府県においては、各都道府県」に情報提供することとしています。

窓口機関からの顧客情報の提供に当たり、本人の事前同意が必要となります。改正後の要綱別紙1の「借入申込希望書」においては、個人情報の取扱いに関する同意書を改正し、情報提供先として、法人化推進体制から農業経営相談所に変更していますので、情報提供に当たり本人の同意の有無を確認するよう、お願いします。また、各都道府県における具体的な情報提供先については、後日、都道府県別の担当部署一覧をお知らせします。

提供を受けた担当部署においては、窓口機関から受け取った情報について、どの金融機関からの情報であるか、金融機関名が特定されない形に整理した上で、農業者と連絡を取るために必要な範囲で農業経営相談所の構成員に共有し、活用ください。

## 4 提供情報の活用

改正後の要綱第6の3においては、「窓口機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、法人化に向けた適切な助言等に努める」こととしています。

窓口機関は、金融機関として、借受者に対するコンサルティング機能を発揮し、借受者の経営改善等に向けた取組みを支援していくことが期待される中、法人化に関しても、借受者の経営発展段階等に応じて、適切な助言等を行うよう努めてください。

また、各都道府県においては、農業制度資金を取り扱う金融機関が担う法人化推進に係る役割を踏まえ、必要に応じ、当該金融機関を農業経営相談所の構成員に加えるなど、金融機関との連携構築・強化に向けて適切な対応を取るようお願いいた

します。

また、農業経営相談所の側においては、情報提供を受けた農業者に関して、窓口機関による働きかけ状況を確認しつつ、当該農業者に対し、

- ① 法人化に関する相談窓口やセミナーの開催情報を案内する
- ② 法人化についての個別の理解度や取組状況に応じて、必要があれば法人設立に必要な手続きの説明や税理士等の専門家の派遣を行う

など、窓口機関から提供された情報を法人化推進のために最大限活用するようお願いいたします。

## 5 その他

施行日以前に改正前の借入申込希望書を借入希望者に渡した場合については、施行日以降であっても改正前の借入申込書での提出を認めるなど、借入希望者の負担が増加することがないようにご注意ください。

なお、「農業経営改善関係資金基本要綱の一部改正に係る運用について」（平成28年12月27日付け28経営第2311号農林水産省経営局経営政策課長、金融調整課長通知）は廃止しましたので、ご了解下さい。

[本要綱の運用についての問い合わせ先]

農林水産省経営局金融調整課

政策金融グループ 野中、花澤

TEL：03-6744-2167

[情報提供先等についての問い合わせ先]

農林水産省経営局経営政策課

経営育成グループ 道永

TEL：03-6744-2143